

定 款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、ルーデン・ホールディングス株式会社と称し、英文では、RUDEN HOLDINGS CO.,Ltd.と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 人材派遣業
2. リース及びその代理店
3. 有価証券の保有及び運用
4. 国内外の投資事業組合、匿名組合、任意組合財産の運用、管理
5. 生命保険の募集に関する業務並びに損害保険の代理業
6. 割賦販売斡旋業務及び割賦債権買取業務
7. 売掛債権、手形の買取及びその総合管理並びに融資保証業務
8. 不動産の所有、売買、賃貸借、管理及び鑑定
9. 不動産の売買及び賃貸借の媒介
10. 前各号に関連するコンサルティング業務
11. 企業経営のコンサルティング業務
12. 上記各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都渋谷区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、19,767,200株とする。

(単元株式数)

第6条の2 当社の単元株式数は、100株とする。

(自己株式の取得)

第7条 取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(株主名簿管理人)

第8条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。
3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第9条 当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集)

第10条 当社の定時株主総会は、毎年3月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(基準日)

第11条 当社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議によってあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

(招集権者及び議長)

第12条 株主総会は、取締役会の決議に基づき取締役社長又は取締役会長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長又は取締役会長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第14条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第15条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

(議事録)

第16条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第17条 当社の取締役は、10名以内とする。

2. 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、6名以内とする。

(取締役の選任方法)

- 第18条 取締役は、株主総会の決議によって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
 3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。
 4. 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(取締役の任期)

- 第19条 取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
 3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

- 第20条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から代表取締役を選定する。
2. 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から取締役社長、取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集)

- 第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長又は取締役会長がこれを招集し、議長となる。
2. 取締役社長又は取締役会長に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

- 第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催す

ることができる。

(取締役会の決議方法)

第23条 取締役会の決議は、決議に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席した取締役の過半数で行う。

(取締役会の決議の省略)

第24条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(重要な業務執行の決定の委任)

第25条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の議事録)

第26条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

(取締役会規程)

第27条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。

(取締役の責任免除)

第29条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項に規定する取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の定める限度において免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。

る。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上で予め定めた金額または法令が規定する額のいずれかの高い額とする。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

第30条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日の3日前までに発する。

ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第31条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもってこれを行う。

(監査等委員会の議事録)

第32条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果は、議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名をしてこれを当社に保存する。

(監査等委員会規程)

第33条 監査等委員会に関する事項については、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

(会計監査人の任期)

第34条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第35条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第36条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項に規定する会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の定める限度において免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額とする。

第7章 計算

(事業年度)

第37条 当社の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等)

第38条 当社は、株主総会の決議によって毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録ある株主又は登録株式質権者（以下「株主等」という。）に対して、剰余金の配当を行う。

2. 前項に定める場合のほか、当社は基準日を定め、基準日の最終の株主名簿に記載又は記録ある株主等に対して、剰余金の配当を行うことができる。

(中間配当)

第39条 当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録ある株主等に対して、中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第40条 配当財産が金銭である場合は、その支払い開始の日から満3年を経過しても尚、受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

2. 支払いの期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。

(附則)

1. 当社は、会社法第426条第1項の規定により、第23回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、第23回定時株主総会において決

議された定款一部変更の効力が生ずる前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関し、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 38 条の定めるところによる。

公証人認証	平成 12 年 6 月 22 日
会社設立	平成 12 年 6 月 29 日
改定	平成 14 年 5 月 27 日
改定	平成 15 年 6 月 13 日
改定	平成 15 年 10 月 10 日
改定	平成 16 年 5 月 28 日
改定	平成 17 年 1 月 27 日
改定	平成 17 年 5 月 27 日
改定	平成 18 年 5 月 26 日
改定	平成 18 年 9 月 1 日
改定	平成 19 年 5 月 30 日
改定	平成 19 年 7 月 31 日
改定	平成 20 年 5 月 28 日
改定	平成 20 年 9 月 25 日
改定	平成 21 年 1 月 13 日
改定	平成 21 年 5 月 27 日
改定	平成 21 年 9 月 4 日
改定	平成 23 年 3 月 18 日
改定	平成 26 年 3 月 25 日
改定	平成 27 年 3 月 18 日
改定	平成 30 年 3 月 28 日
改定	令和 4 年 3 月 29 日
改定	令和 5 年 3 月 23 日